



～家族で「選挙」のことについて話してみませんか?～

No. 5

選挙に関するあれこれを発信する「選挙」豆知識
第5回目の今回は、今年予定されている参議院議員通常選挙の
任期と選挙期日に関することをお伝えします

【任期】 選挙で選ばれた代表は、一定の期間、その公職について皆さんのために働くことになります。この定められた期間を「任期」と言います。

○参議院議員の任期は6年（解散なし）。ただし、3年ごとに半数が入れ替わるよう憲法で定められています。

【選挙期日】 選挙の投票日のことを、正式には「選挙期日」と言います。選挙はまずこの選挙期日が決定されます。選挙期日は、議会や行政に空白をつくらないう、一定の期間内に設定することが、選挙の種類ごとに法律で定められています。

○参議院議員は、任期満了日前30日以内に選挙期日を定め、そして少なくとも、選挙期日の17日前に公示すると法律で定められています。

有権者のみんな、
注目!



任期や選挙期日の公示や告示は、選挙の種類によってさまざま。まずは興味を持ってくれたらうれしいな。



笛吹市選挙管理委員会 笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111